

監 事 監 査 報 告 書

学校法人ミスパリ学園

令和 7 年 5 月 22 日

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人 ミスパリ学園

監 事 殿水 幸雄



監 事 久堀 好え



私たち監事は、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人ミスパリ学園旧寄附行為（令和 6 年 4 月 1 日施行）第 16 条の規定に基づいて同学校法人の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たち監事は、監査にあたり、理事会および評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、私たち監事は、学校法人ミスパリ学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以 上